

ひとり親世帯等大学等受験料・模擬試験受験料助成事業の開始について

貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の児童の生活の向上を図ることを目的として、令和7年度より大学等受験料および模擬試験受験料の助成を新たに始めましたので、お知らせします。

記

1 事業概要

ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等を受験する際の受験料及び高等学校又は大学等受験のための模擬試験受験料を助成します。

2 対象者

- ・ひとり親家庭の親：児童扶養手当受給相当の所得水準^{※1}を満たすひとり親家庭の親および養育者家庭の養育者^{※2}
- ・低所得子育て世帯の親：児童を扶養する親であって、児童およびその親が属する世帯のすべての者に市民税が課されていない者

※1 公的年金（遺族年金や障害年金等）を受給しているために児童扶養手当を受給できていない方や扶養義務者が所得水準を超えているために受給できていない方も対象となる場合があります。

※2 養育者家庭の養育者とは「児童の父母以外の者で、児童を監護している者」を指します。

3 対象経費及び助成額

- (1) 児童が受けた大学等の受験料（上限5万3千円）
- (2) 大学等を受験する年度に受けた模擬試験の受験料（上限8千円）
- (3) 中学3年生が進学のための受験に向けて受けた模擬試験の受験料（上限6千円）

- ・児童・・・19歳になった日以後最初の3月31日までの間にある者
- ・大学等・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（4年次への編入に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）。
- ・模擬試験・・・入学試験を想定して行われる試験のことをいう。（受験資格を得るために受ける資格試験はのぞく。）

4 申請期限

受験料等を支払った年度の3月末まで